

決 定 書

第1 請求人

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

代理人
略

第2 請求の要旨

1 請求の趣旨

- (1) 宇和島市、A社に対し、業務委託契約違反を理由として、宇和島市の定めに基づいて違約金等を請求せよ。
- (2) 仮に、宇和島市長の側から、A社に対し、履行期限の延長を申し立てていたような場合には、B市長は連帯して、違約金等を支払え。

2 請求の理由

- (1) 申立人らは宇和島市の住民である。
- (2) 宇和島市は、A社との間で、令和6年8月6日、履行期限を令和7年3月31日として、南予文化会館大ホール天井等改修設計業務委託契約を締結した。
この設計契約は、早期に改修工事を行うため、随意契約で行われており、履行期間を令和7年3月31日までにした。
- (3) しかし、A社は、現在においても設計図面を完成させていない。これは明らかに業務委託契約に違反するものであり、早期改修工事を行うという目的に反するものである。早期改修工事の必要性は、A社において、認識できていたはずであるから、A社の業務怠慢の違法性は大きい。
- (4) 従って、宇和島市は、A社に対して、宇和島市が定める違約金等の定めに基づいて、賠償金を請求する必要がある。
しかし、宇和島市は、そのような態度を示していないばかりか、契約内容を誤魔化して、履行期限を令和7年7月末であるかの如く工作している。
よって、適正な損害賠償を請求すべく住民監査請求をする次第である。
- (5) 宇和島市長には、定められた履行期限の徒過を容認するような行為は認められない。早期工事の必要性が高い本件の場合には言うまでもないことである。
従って、宇和島市長の側から履行期限の延長を申し立てたような場合には、宇和島市長であるB氏は連帯して、違約金相当額を支払うべき義務を負う。

第3 請求の受理

本請求は、令和7年6月3日に受付し、請求要件を具備しているとして令和7年6月6日に受理した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

令和7年6月6日から令和7年7月28日

2 監査の対象部署

企画政策部企画課及び建設部建築住宅課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和7年7月11日に請求人の代理人から陳述を聴取し、意見陳述書の提出があった。証拠書類として、他自治体庁舎建て替え工事における工期遅延等による違約金請求の記事ほか1点の提出があった。この際、企画政策部企画課職員2名の立会いがあった。

4 関係人の弁明書及び証拠提出

令和7年7月15日付けで宇和島市長から弁明書及び証拠書類の提出があった。証拠書類は、契約事務に係る関係書類一式等計8点の提出があった。

第5 監査の結果

1 主文

本請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

本請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 地方自治法

(繰越明許費)

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

(予算の執行及び事故繰越し)

第220条

1・2 略

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

(契約の履行の確保)

第234条の2

1 略

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

イ 宇和島市契約規則 （契約の変更又は中止）

第30条 市長において必要やむを得ない事由があると認めたときは、契約の相手方と協議して契約を変更し、又は契約の履行を一時中止させることができる。

2 略

（2）認定事実

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

ア 令和6年7月1日、第95回宇和島市議会定例会において、南予文化会館大ホール天井等改修設計業務（以下「同業務」という。）に係る委託料77,000,000円の補正予算が可決された。

イ 令和6年8月6日、宇和島市は、同業務について特命随意契約の方法により、A社と同業務の契約金額を71,500,000円、履行期間を令和6年8月7日から令和7年3月31日とする同業務委託契約を締結した。

随意契約執行の際の見積通知書には、特に定めた条件として、履行期間は令和7年3月31日までであるが、翌年度に予算を繰越したときは、履行期間を変更すること及び設計上想定している業務期間は345日であることが明記されていた。同見積通知書に添付された金抜き設計書にも設計期間を345日としていた。同業務委託契約書に添付された金抜き設計書においても設計期間を345日としていた。

ウ 令和7年3月4日、第100回宇和島市議会定例会において、同業務に係る55,600,000円を限度とする繰越明許費を設定した補正予算が可決された。

エ 令和7年3月7日、宇和島市は、同業務委託契約の完了を令和7年7月17日とする変更契約を締結した。

（3）監査委員の判断

請求人は、同業務については、宇和島市が早期に改修工事を行うために、履行期間を令和7年3月31日までとしたものであり、履行期間内に設計を完成させなかった設計業者は、同業務委託契約に違反することから、宇和島市が定める違約金等の定めに基づき、賠償金を請求せよと主張している。そこで、同業務委託契約に違反する事実があるかどうかについて検討する。

宇和島市長の弁明書によると、同業務については、令和6年度内の完成に向けて努力していたが、多くの設備がある天井内で全体的に鉄骨の追加が必要であることや客席での音響への影響を検証する必要があることから、複雑かつ高度な検討を要するため、履行期間（設計期間）が345日必要であることが、予算成立後に判明したとしている。同業務は、災害復旧事業であるため、早期着

手をしなければならないが、予算を翌年度において使用できない(地方自治法第220条第3項)ことから、随意契約手続きの際の相手方への見積通知書には、特に定めた条件として、翌年度に予算を繰越したときは、履行期間を変更すること及び設計上想定している業務期間は345日であることを明記し、相手方も承諾した上で、履行期間を令和6年8月7日から令和7年3月31日まで(履行期間237日)とする契約を、令和6年8月6日に締結したものである。また、契約書に添付している金抜き設計書にも設計期間を345日としている。令和7年3月4日に、予算繰越に必要な繰越明許費の設定をした補正予算の議決を受け、令和7年3月7日に同業務委託契約の履行期間を令和7年7月17日に延長(履行期間345日)する変更契約を締結した。

契約は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができ(民法第521条第2項)、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示に対して相手方が承諾をしたときに成立する(民法第522条第1項)。同業務委託契約は、履行期間は345日を予定していることを契約の内容の一つとして、双方合意の上、契約を締結し、繰越明許費の議決後に当該契約の内容に基づき、履行期間の延長による変更を行ったものである。したがって、設計業者が当該契約に違反する事実はない。

同業務委託契約における履行期間の延長については、発注者と受注者とが協議して定め(宇和島市契約規則第30条第1項及び宇和島市業務委託契約約款第25条第1項)、発注者は、履行期間内に業務を完了することができないことによって生じた損害の賠償を請求することができる(同約款第51条第1項第1号)としている。宇和島市が、当該履行期間の延長による契約変更により、何ら損害は生じていないことは明らかであり、宇和島市業務委託契約約款第51条第1項第1号に基づく損害賠償請求には該当せず、違法・不当な財務会計行為であるとは認められない。

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

令和7年7月28日

宇和島市監査委員 山田 喜昭

宇和島市監査委員 石崎 大樹